



島根県報

平成25年11月8日（金）

第2,545号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則 (人 事 課) 2

【告 示】

平成25年11月定例県議会の招集 (財 政 課) 2

土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定 (環 境 政 策 課) 2

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変
更の届出（2件） (中 小 企 業 課) 3

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (") 5

土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) 5

【公 告】

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 6

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第76号）

1 規則の概要

補償の対象となる公務上の災害の範囲を改めることとした。（別表第1関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第76号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4号の(3)中「うるし」の次に「、テレピン油」を加え、同表第7号の(12)中「(11)」を「(14)」に改め、同号中(12)を(15)とし、(11)を(14)とし、(10)を(13)とし、その前に次のように加える。

(11) 1・2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

(12) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別表第1第7号中(9)を(10)とし、(6)から(8)までを(7)から(9)までとし、(5)の次に次のように加える。

(6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示****島根県告示第739号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成25年11月19日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年11月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第740号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

平成25年11月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 形質変更時要届出区域

益田市乙吉町イ103番1の一部、103番2、104番、106番1、106番2、106番3、106番4、106番5、109番、111番19、111番20、112番18

- 2 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ひ
砒素及びその化合物
- 3 当該形質変更時要届出区域は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第4項第9号に該当するものである。

島根県告示第741号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト松江店 松江市上乃木九丁目3252-3外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2字3番

（変更後）株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

（変更前）株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2字3番

（変更後）株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

(4) 変更の年月日

平成25年8月31日

2 届出年月日

平成25年10月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第742号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年11月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト出雲店 出雲市小山町468番地4外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2字3番

(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2字3番

(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

(4) 変更の年月日

平成25年 8 月31日

2 届出年月日

平成25年10月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第743号

平成25年島根県告示第651号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成25年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ湖陵店 出雲市湖陵町差海409番1外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	店舗立地予定地周辺は、通勤・通学時間帯を中心に多くの車両・歩行者の通行が見込まれる。 よって、車両が店舗駐車場から道路へ出る際の歩行者等との接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要があるため。
2	開発区域周辺道に交通渋滞をまねかないよう、公安委員会、各道路管理者と協議のうえ、対策を講じること。	国道9号・主要地方道湖陵掛合線ともに通行車両が多いことが予想され、混乱・事故が生じないよう対策を講じておく必要があるため。
3	夜間（18時から20時まで）に行われる荷さばき作業による騒音について、通常行う騒音対策に合わせ作業方法や工程等を工夫するなど徹底した騒音対策を行うこと。 長時間使用する換気扇、受電設備等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕等の措置を講ずること。	周辺住民及び福祉施設等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
4	周辺住民及び福祉施設等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民及び福祉施設等に対し責任ある対応を求めるため。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第744号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
西ノ島町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
地滑り
四河、美田尻、坪ノ内
- 3 指定の区域
別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部及び西ノ島町役場において一般の縦覧に供する。）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
安来市下坂田町字中島神子126番7、127番1
面積 246.02平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市安来町720番地
細田 健治